

平成 3 1 年第 1 回紀の川市議会定例会 第 3 日

平成 3 1 年 3 月 1 日（金曜日） 開 議 午前 9 時 2 8 分

散 会 午後 0 時 0 4 分

◎議事日程（第 3 号）

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 2 9 号 紀の川市立保育所条例の一部改正について

日程第 3 議案第 1 8 号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定について

議案第 1 9 号 紀の川市森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第 2 0 号 紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例の制定について

議案第 2 1 号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 2 2 号 紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第 2 3 号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

議案第 2 4 号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 2 5 号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について

議案第 2 6 号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について

議案第 2 7 号 紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第 2 8 号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部改正について

議案第 3 0 号 紀の川市営住宅条例の一部改正について

議案第 3 1 号 紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 2 号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について

議案第 3 3 号 紀の川市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について

議案第 3 4 号 紀の川市石材加工共同作業場条例の廃止について

議案第 3 5 号 平成 3 0 年度紀の川市一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 3 6 号 平成 3 0 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正

予算（第2号）について

- 議案第37号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第38号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第39号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第40号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第41号 平成31年度紀の川市一般会計予算について
- 議案第42号 平成31年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第43号 平成31年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第44号 平成31年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第45号 平成31年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第46号 平成31年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第47号 平成31年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第48号 平成31年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第49号 平成31年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第50号 平成31年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第51号 平成31年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第52号 平成31年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
- 議案第53号 平成31年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
- 議案第54号 平成31年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について
- 議案第55号 平成31年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
- 議案第56号 平成31年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
- 議案第57号 平成31年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

- 議案第58号 平成31年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
 議案第59号 平成31年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
 議案第60号 平成31年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
 議案第61号 平成31年度紀の川市水道事業会計予算について
 議案第62号 平成31年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
 議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 室 谷 伊則	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 川 原 一泰
22番 坂 本 康隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	前 田 泰 宏
会計管理者	浅 野 徳 彦	上下水道部長	上 中 勝 彦
農業委員会事務局長	吉 川 博 造	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課主幹	岩 本 充 晃

（開議 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成31年第1回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、通告者のうち、石井議員からわかりやすく質問するため、資料配付の許可申請がありましたので、これを許可いたします。お手元に配付しておきましたから、御了承お願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（坂本康隆君） はじめに、1番 門 眞一郎君の一般質問を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

本市には、現在、居住可能な市営住宅が224戸あります。市営住宅を含めて公営住宅の役割というのは、住宅困窮者、特に低額所得者や高齢者、障害者への住宅を供給することと、それから災害対策として安全な住まいを確保することだと思いますが、特に最近のような災害が多発する時期においては、公営住宅の役割は大きくなっていると思います。

また、昨日の太田議員の一般質問にもありましたが、今後、公営住宅を活用しての移住・定住促進とか、そういった方向にも考えられないかなということで質問を行いたいと思います。

まず、一つ目の質問として、最近の5年間の市営住宅の入居者の募集戸数と、それから申し込みの件数は幾らかであったということをお伺いしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） おはようございます。

それでは、門議員の市営住宅の今後のあり方についての御質問に答弁させていただきます。

まず、1点目の質問ですけれども、近年5年間の市営住宅の公募数と応募件数ということで、公募数につきましては27戸に対して、応募戸数が38戸ございました。各年度に2回募集を行い、5年間で9回実施しております。倍率につきましては1.4倍で、各応募回数で約1名程度の超過となっております。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 約1.4倍ということで、市営住宅への必要者というのは、常時存在しているということだと思います。

次、二つ目の質問になりますが、このことを受けて、現在の平成30年12月31日現在ということで伺いましたが、公営住宅が51戸、改良住宅が173戸、計224戸の市営住宅がありますが、うち空き家が58戸あるということです。この58戸のうちで、整備が完了していて、即入居可能な戸数というのは何戸あるんでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 即時に入居可能な戸数についてですが、修繕済みで即時に入居できる公募用の住宅は備えておりません。今のところゼロです。災害等で一時的に緊急入居できる住宅につきましては、1戸確保しております。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 現状をお聞きしましたが、1戸という戸数は、もし何か災害があった場合の対応ということでは非常に不安だと思いますので、今後また整備のほうお願いしたいと思います。

そして、三つ目の質問になりますが、本市の方針、平成30年度の施策評価の結果のことを見ましたら、耐用年数が過ぎて耐震基準に適合していない市営住宅については、入居者の安全性が確保できないために家賃補助や転居補助などの施策検討を行い、安全な住居への転居の推進をいたしますというふうになっております。

耐用年数経過済みで入居募集していない市営住宅は、井田、鍛冶町、東町、応神、後田、城山南の計121戸の市営住宅がありますが、この市営住宅には56戸、89人の方が入居をしておられます。また、旧打田町の古和田、西井阪北、西井阪南の計38戸の市営住宅には19戸、31人が入居しています。この方々に対する対応というか、安全な住居への転居の推進ということになっておりますが、どのようにお話をされているのかという状況をお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 耐用年数が経過し、公募できない市営住宅の今後の方針につきましては、平成29年度から30年度において、関係部署による市営住宅建替等検討委員会を立ち上げ、今後の市営住宅の方針等を検討してまいりました。

その結果、平成31年度より耐用年数が既に経過し、耐震改修できない市営住宅に住居されている住民には、耐震診断で安全性の確保できている空き市営住宅に転居していただくように、新年度予算において、まず20戸の修繕費と移転に要する補償費を計上させていただき、高くなる新しい住宅の家賃等の対策として、6年間で家賃をスライドする家賃軽減策も含め、5年計画で実施してまいりたいと考えております。

また、旧の打田町の改良住宅につきましては、耐震性がありますが、関係する地域の人権団体等との協議において、旧町からの施策として改良住宅を退去されるということは、

同和対策事業での住居改善施策の一定の役割が終わった施設という考えに基づき、新規の入居募集は行っておりません。退去後は、住宅を除去し、跡地利用につきましては、地元及び関係する地域の人権団体等と協議し、今後の利用方針を探ってまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） ありがとうございます。

続きまして、住人が退去した後、ということは古くなって順次退去していった、その後ですが、除去、つまり解体した後の土地の活用はどのように考えておられるのかということです。

公共施設のマネジメント計画には、市営住宅、公営住宅については原則として公営住宅の新規整備（新設）は行わず、規模の集約を図ることとするが、住宅マスタープランの更新策定時において、建てかえを含め総合的に協議・検討を行うというふうになっています。これは、新たな地域には公営住宅つくらないけれども、現存の地域では建てかえもあり得るということでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 現在管理している市営住宅は、耐震改修ができない住宅が約3割あります。その入居者の安全を確保することが喫緊の課題と考えております。まずは、耐震性のある市営住宅に移転していただくことを最優先施策として実施し、その後、各地域に点在しています市営住宅を集約することも考えた上で、新しい市営住宅の建てかえも視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 続きまして、現在可能な224戸の市営住宅、これは全て旧那賀町のエリアにあります。ほかのエリアから市営住宅が必要だという声はないのでしょうか。公営住宅の役割から考えますと、市内全域という視野で広げることができないのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 一昨年の災害で被災された調月宮ノ前住宅の住民が、被災されたところから移転されるときに、「桃山地区に市営住宅を設置してほしい」という要望がございましたが、現在、旧の雇用促進住宅で仮設市営住宅として住居されております。ほかの地域からの市営住宅の建設要望等につきましては、聞いておらないのが現状です。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 紀の川市の住宅マスタープラン、平成20年3月に策定したところですが、このマスタープランの中で昨日の太田議員の一般質問とも関連するわけなんですけれども、定住促進のための一定期間滞在住宅として活用するという方針

が出ております。読み上げますと、「重点施策である紀の川市への移住希望世帯の受け入れに当たって、定住住まいを探すまでの一時住宅として、また若年層、子育て世代の持ち家取得までの住宅として、前日の期間等限定の入居制度導入や対称層向けの改善等により活用を進める」とあります。

現在の市営住宅の条例では、こう言うたら難しいと思いますが、これから制度を改善して活用を進めるという方向なんですので、市営住宅の人に活用って非常に有効な方法だと思います。現在、これについての進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 定住促進のための市営住宅への一定期間滞在住宅としての利用についてでございますが、住宅マスタープランの策定年度の平成20年度より2カ年間公募募集を通じて需要実態調査を実施しております。しかし、該当者がなく、その後も問い合わせ等がないことから、その後は実施しておりません。

また、公営住宅法の観点からも、使用については目的外になるのかなということで理解しております。定住促進につきましては、空き家バンク等、他の施策で対応を考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） ありがとうございます。

先ほど話ししましたように、市営住宅というのは市の大きな財産だと思います。その財産を活用していく中で、最初の2年間実態調査をしたということですが、それで応募はなかったということですが、きのうの答弁聞かせていただいて、空き家バンクもなかなか活用が少ないという中で、紀の川市として市営住宅やっぱり整備をして、こういう形で若い人たちの移住・定住を迎え入れるんだよという、そういった姿勢を見せることも大事なんじゃないでしょうかということを追加させていただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（坂本康隆君） 以上で、門 眞一郎君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

まず、子育てにかかわる提出書類の保護者負担の軽減についての質問を許可いたします。

○19番（石井 仁君）（質問席） おはようございます。議長の許可を得まして、一般質問を行います。

一つ目のテーマの子育てにかかわる提出書類の保護者負担の軽減についての質問です。

学校や保育所への保護者からの提出する書類はたくさんあります。中でも、「家庭環境調査票」や「連絡カード」、「児童票」は、子どもや家族の名前、勤務先や連絡先、保険証番号、自宅までの地図などを記入することになっています。保育所や学校が、児童・生徒の家族構成や保護者の要望をつかむための重要な書類です。資料につけましたので、

ごらんになってください。

毎年度、年度初めに子どもがもらってきて記入し、提出することになりますが、作成には一定の時間が必要で、兄弟があれば同じものを何枚も書くことになります。また、11月から12月にかけては、保育所や学童保育への入所申込書も初めての入所時だけでなく、継続して入所する場合であっても、こちらを利用する限り毎年提出することになり、兄弟があればそれが重なるということになります。

多くの人が通り過ぎてきたとはいえ、子育て時代というのはやはり忙しいです。夕御飯をつくって、食べさせて、風呂に入れて、洗濯をして、あしたの用意につき合って、食器を片づけて、寝かしつけて、それらを毎日こなしながら、その中でこれらの書類を記入することになります。少しでもその時間を減らすことで、子どもの話を余裕を持って聞いてあげられる時間に充てたり、一緒にゆっくりお風呂に入る時間に充てたりできないかというのが、今回の質問の問題意識です。

自治体や学校によっては、これらの書類をホームページ上にワープロソフトでダウンロードできるところや年度末に保護者に返して、保護者は記載内容に変更があった場合に加筆・修正して再度提出するようにし、全ての項目を記入する必要がないようにしているところもあります。そんな工夫はできませんかというのが、今回の質問です。

そこで、まず質問の前段として聞きたいのは、学校であれば「家庭環境調査票」や「生徒・家庭理解票」、保育所であれば、「連絡カード」や「児童票」にそれぞれがどういう役割を持たせて活用しているのかということです。

今回、この提案をするに当たって、保育や学校の現場に無理をさせるような形にもしたくないと思っていますので、まず現在の各書類の活用の状況をお聞きします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、はじめに、教育部のほうから答弁をさせていただきます。

保護者の方に年度当初に作成していただく「家庭環境調査票」、「生徒・家庭理解票」等は、児童・生徒の緊急の連絡先や保護者の兄弟姉妹を含む家族の状況、自宅までの地図、友人関係や保護者が担任に対して配慮してほしいこと等、さまざまな家庭の状況や児童・生徒の情報を記入いただいているものであります。学校において、新年度、担任が新たに受け持つ児童・生徒を理解し、スムーズな学級づくりを行う上で大変重要なものであります。また、家庭への緊急な連絡を要する場合の情報、年度当初に行われる家庭訪問の予備情報としての活用や、年間を通して保護者の方と円滑な関係を構築するためにも欠かせないものであります。

様式につきましては、各学校において、小・中学校の違いや規模・地域の実情に応じたものとなっております。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 福祉部から、子育てにかかわる提出書類の保護者負担の軽減についてお答えします。

まず、「連絡先カード」、「児童票」の役割と活用についてお答えします。

「連絡カード」は、緊急時に家庭との連絡をとるためのものです。次に、「児童票」は、子どもの家庭環境・家族構成、どういうところで育っているのか実態を把握するための資料であり、出産時の体重や予防接種記録等の子どもの発育に関する記録を確認する上で重要なものであり、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育を行う資料として活用しております。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 学校もですし、保育所も大事な書類ということで、緊急時の対応や子どもや家庭の状況をつかむための大事な書類であるということです。これらの書類ですね、どのような形で保管がされて、最終廃棄されているのかということです。学校であれば、1通で運用しているのか2通で運用しているのかということもお聞きをしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 保管、廃棄等についてですけども、大切な個人情報でありますので、外部に流出することのない場所に保管し、保存年度を決めて適切に廃棄処分をしております。

それと、部数。

○議長（坂本康隆君） 反問の場合は許可を得て。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 反問権を使用させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（坂本康隆君） はい。許可いたします。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 済みません。ちょっと聞き取りにくかったんで。2部提出させて、管理職が1部保存、担任が1部保存という形をとっているのかどうかということですか。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 言葉足らずでした。

運用と活用がどうかということで最初にお聞かせいただきまして、それぞれ大事に使われているということでの答弁をいただいたんですけども、それぞれ、学校でお聞きしたいのは、この「家庭環境調査票」が担任の先生も持っているし、職員さん全体で対応するときに必要な形で誰でもが見ることができるような状況もつくってあるということを聞いているんですけども、それでいいのかなということの確認です。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 1部担任、1部は緊急時に誰もが見られるように配備している状況です。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 保育所の「連絡先カード」、それから「児童票」は、入所時に記入・提出していただく書類ですが、公立の保育所では全て統一様式となっており、私立保育園では、それぞれ独自の様式となっております。

公立の保管期間におきましては、「連絡先カード」1年、「児童票」15年ということになっております。

また、保管に関しまして、所長及び担任ということになっております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 大事な書類、個人情報も物すごく濃い内容を書いて出しているものなので、きちんと管理されているということでした。

一番聞きたいところに行くんですけども、記入する、また作成するというこの保護者負担への認識をお聞きをしたいと思います。少しでも書く時間、また手間を少なくして親の負担を減らすほうがいいと僕は考えるんですけども、その負担の認識はどうでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 保護者負担への認識ということですが、現在、地域の結びつきが以前に比べ希薄になり、各家庭において核家族化も進む中、保護者が子育てを誰かに支援してもらいにくい環境になってきていると考えます。

仕事や家事に追われ、多忙の中、日々子育てに奮闘されている家庭も少なくないと思います。そのような中、さまざまな提出書類を作成することは、必要なものであっても負担になっている家庭もあると考えております。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 3月から4月は、保育所・学童保育の利用に関するさまざまな書類を提出していただく時期であります。就労や子育てで日ごろ忙しい家庭にとって、負担が大きいものであると認識しております。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 親御さんのことを思った答弁だったのかなというふうに思います。仕事や家事に追われて多忙だというふうに言われました。負担もあるというふうに言われました。僕もそのとおりだというふうに思っています。

本当に、先ほど福祉部長も言われましたけれども、年度がわりの時期というは、子どもに一番目をかけてあげたい時期でもあります。新しい保育所、新しい学校、新しいクラスと、またなれていない時期にできるだけ子どもと向き合う時間確保して、また親にも余裕を持って子どもに接することができるように、そのために負担をできるだけ減らしたいということを思います。

また、ちょっと負担の現状についてなんですけれども、小学校で提出する「家庭環境調

査票」、資料でつけましたけれども、見ていただいたらいいんですが、これを2枚書いて提出する学校もあるということだと思います。子ども1人について2枚と、兄弟があれば2人やったら4枚同じものを書いて出さなければならないと、この負担、どんなふうにお考えですか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 各学校に確認をしましたところ、ほとんどの学校は1部の提出を求めているんですが、幾つか2部求めている学校もあると聞いております。その必要はないと考えますので、1部提出のほうで指導をしてまいりたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） もう改善の策も言っていたんですけども、2部出すところも少ないけれどもあるということで、学校によったらコピーもされているということですので、改善できるのであればそこはすぐにでもしていただけたらなというふうに思います。

それで、そもそものところといいますか、一番聞きたいところでお聞かせいただくんですけども、最初にも言いましたように、ホームページ上で学校であったり、あるいは自治体単位でワープロソフトで各家庭でファイルをダウンロードして、記入をして学校に提出すると、家では去年の分がまだ自分のパソコンに残っていると、少し書きかえるだけで、あとはプリントアウトすれば出せるというふうになっているところもあります。

年度末に保護者に返して、年度初めに訂正があれば赤で書き直していただくというふうにも運用しているところもあります。

それぞれ、それがベストかという、またあるかと思うんですけども、そういう工夫をできないかということです。

最初に、保護者の負担について聞きました。今の多忙な親のことを思った答弁いただいたんですけども、その上で、今の現状を少しでも負担を軽くするための工夫はできないでしょうかということお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） まず、はじめに、ホームページ上からのダウンロードの件ですけども、ホームページについては各学校管理のもと設置しており、それを通じたダウンロードとなりますと、セキュリティー、ウイルス対策等が気になりますが、様式の打ち出しのみでデータの保存管理は保護者責任という形であれば可能かと考えています。

しかしながら、パソコンを持っている人、持っていない人、パソコンやプリンターの機能格差、各学校事情による用紙サイズとの違いなどがあり、それが果たして保護者に優しい手だてになるのかどうか、どれだけのメリットが見込めるのかということで、前向きに検討はしたいと思いますが、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

それと、一度つくった資料については、最大限に生かす方法を校長会を通じて指導して

まいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 保育の現場からですが、現状では保育の継続申し込み希望の家庭については、「現況届兼施設利用申込書」を前年度の情報、プレ印刷を行った後、保護者に配布し、記入項目の簡素化を図っておるところでございます。

議員御提案のとおり、「こども課」としても保護者への負担軽減に向け、必要な「連絡先カード」等をホームページでダウンロードし、パソコンで入力・印刷・提出できるとともに、印刷したデータを個人のパソコン内で保存し、次年度もそのデータを利用できるように前向きに取り組み、より保護者の負担軽減ができるよう努めたいと考えます。

あわせて、民間の保育施設へもホームページで入所手続等の様式をダウンロードできるように協力を求めていると存じます。

最後に、学童保育については、利用申込書を連絡先カードと兼ねている施設と、改めて連絡先カードを提出する施設もありますので、運営側と検討を行い、保護者負担の軽減を図りたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 現場に無理がないような形で言っていただきたいというふうに思います。

教育部長、山野部長、今、お答えいただいたんですけれども、一度つくった書類を最大限使うように各学校に指導をしていきたいということなんですけれども、これは具体的に言うとうどういう形を今、想定されているということでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 済みません。わかりにくい表現をしてしまったんですが、いわゆる加筆・修正をできるだけするという意味です。

○議長（坂本康隆君） ほかに質問はありませんか。1点目について。

〔石井議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、項目第1を終わります。

次に、子どものインフルエンザワクチン接種への助成についての質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 二つ目のテーマについてです。

子どものインフルエンザワクチン接種への助成について質問をします。

ことしも全国的には秋口からインフルエンザが広まり始めました。和歌山県健康推進課の本県のインフルエンザ定点当たり報告数の推移によれば、ことしは1月の第3週が最も多く報告され、そのピークは過去5年間で2番目に高い水準で、現在は流行は治まっています。

本市でも、こども課でもらった資料によると、公立と私立の保育所、認定こども園でインフルエンザで欠席したお子さんが最も多かったのが1月17日、18日で、この二日間、

それぞれ71名が欠席をしています。市内小・中学校の学級閉鎖、学年閉鎖の状況も、今シーズンは学年閉鎖が6、学級閉鎖が14となっているということです。

インフルエンザが怖いのは、高熱により重症化した場合やインフルエンザにかかってからの合併症として起こるインフルエンザ脳症の発症です。けいれんや意識障害などの症状が急激に進行し、治療が追いつかず命を落とすこともあり、また後遺症も残る病気です。

国立感染症研究所によると、毎年100人から数百人規模で発症して、死亡率は10%弱、かかった方のうち約25%に後遺症が残るとされています。特に、親にとって心配なのが、乳幼児期のインフルエンザ脳症の発症率が他世代と比べて高いことで、ワクチン接種によりインフルエンザにかかっても重症化を避けることができるとされていることから、予防接種を受ける家庭もあります。ただ、任意接種であることから、接種費用は自己負担となり、13歳未満では2回接種する必要がありますが、子どもが多いほどその負担は大きくなります。2回打てば、1人で7,000円ほどかかるという今の状況です。

こうした中で、インフルエンザワクチンの接種に助成制度を設けている自治体もあります。資料もつけましたが、県下30市町村のうち16市町村が実施をしています。

そこで、子どもの命を守るために、また子育て支援として本市も実施すべきではないかと考えますが、いかがでしょうかというのが今回の質問です。

まず、お聞きしたいのは、そもそもなんですけれども、子どもへのインフルエンザワクチン接種による効果についての認識です。日本小児科学会の発行している「知っておきたいワクチン情報」では、保護者向けの資料だと思うんですけれども、インフルエンザワクチンの効果について、最近の国内の報告では、お子さんにワクチンを接種することでA型の約60%、B型の約40%予防でき、またお子さんの入院をA型で約50%、B型で約30%減らすとされています。インフルエンザウイルスの感染を完全に予防することはできません。インフルエンザの発症を予防したり、発症した後の重症化を予防する効果がありますとしています。

予防接種をしても、かかることはあるけれど重症化は防げるということと、そもそもかかることを抑えることで、インフルエンザ脳症の発症率を抑えることができるという認識を私は持つわけですが、本市としてはどうお考えでしょうか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） ただいまの石井議員からの御質問につきまして、御答弁申し上げます。

インフルエンザに関しまして、予防接種法に定められた定期接種につきましては、65歳以上の高齢者と60歳以上65歳未満の日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者が対象となっており、生後6カ月以上で定期接種の対象者を除く全年齢の方については、御指摘のとおり、任意接種であることから、接種は個人の判断に任されており、自己負担で接種されているという状況でございます。

インフルエンザ脳症の発症に関しましては、平成15年11月から全数が届け出疾患となっておりませんが、現在まで、岩出保健所管内の医療機関からの届け出についてはございません。

ただし、県内では、5歳未満で平成22年に1名、5歳以上9歳未満では、平成21年以降で8件、9歳以上18歳未満では、平成21年以降2件、合計11件の報告がございます。そして、18歳以上64歳までは2件、65歳以上ではゼロとなっております。

さらに、国の感染症発生動向調査では、過去3シーズンの報告で、平成27年から28年のシーズンで223人、翌28年から29年のシーズンでは125人、そして29年から30年のシーズンでは168人で、その内訳では、A型が63%、B型が33%で、年齢別では10歳未満が58%を占め、5歳未満は全体の33%という状況で、60歳以上の症例としては13%という内訳になってございます。

インフルエンザワクチン予防接種は、昭和52年以後は定期接種となっておりますが、小・中学生の集団予防接種が原因で「高熱を出して後遺症が残った」、そうしたことから、国を相手取った損害賠償訴訟が相次ぎ、国が敗訴するケースが少なくなかったということから、平成6年に任意接種に再び変更されたという経過がございます。

その後、結果として接種率が低下し、「間接予防効果」と呼ばれる集団免疫が下がったことにより、高齢者の集団感染や乳幼児、また高齢者の重症化が社会問題化いたしました。

そして、国は、平成13年に高齢者のインフルエンザを個人予防に重点を置いた定期接種として位置づけ、現在に至っているという状況でございます。

国の研究によりますと、施設に入居している高齢者の34%から55%の発症を予防し、82%の死亡を阻止する効果があったとされてございます。

しかしながら、繰り返しますが、乳幼児のインフルエンザ予防接種につきましては、いまだ任意接種のまま経緯しており、保護者の判断に委ねられている状況であるということでございます。

インフルエンザワクチンは、麻しんや風疹ワクチンと違い、高い発熱予防効果を期待することはできません。しかし、発病を一定程度予防すること、また発病後の重症化や死亡を予防することに関しては一定の効果があるとされてございます。

また、インフルエンザ脳症につきましては、日本の乳幼児に多く見られる合併症であり、予後は近年の治療研究が進み改善されつつはありますが、現在でも死亡例や後遺症が残っているという事例もございます。

ただし、インフルエンザに罹患しなければ、インフルエンザ脳症を発症することはないことから、ワクチン接種については必要であるとは考えられますが、加えて、乳幼児のいる御家族や周囲の大人たちが、手洗いやマスク着用など、せきエチケットを徹底すること、また流行期には人ごみを避けるなど、インフルエンザウイルスに暴露される機会を減らす工夫も大切な予防策であると認識しているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 今、それぞれ県下の脳症の発症率や全国の数字も詳しく説明をいただきまして、ワクチン接種についても厚生労働省の調べた資料も説明いただいて、結論としてはワクチン接種は有効だと、効果があるということですね。重症化を防ぐだけじゃなくて、そもそもの発症を防いで、重症化も結果としてまた防いで、脳症の発症も抑えることがあるという説明をいただいたんだというふうに認識をします。

そうしますと、インフルエンザ脳症を防ぐには、何よりもインフルエンザにかからないことが一番で、かかってもその症状を軽くできれば脳症発症のリスクを減らせるということですね。

接種のハードルとして、費用の問題もありますし、助成をしてみんなで受けていこうと、集団免疫の話もありましたけれども、そうしていくためにも、ワクチン接種について市として助成ができないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの御質問ですが、国では平成25年に先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの種類が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」問題の解消、また予防接種施策を総合的かつ継続的に評価・検討する仕組みの構築のため、予防接種制度の幅広い見直しを行っているという聞いております。

本市におきましては、予防接種法に定める定期予防接種の接種率向上が基本であるという考えを持っておりますので、乳幼児のインフルエンザ任意接種に限らず、今後とも国の動向を注視しながら検討を重ね、市民の健康管理に取り組んでまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） つまり、その助成は、今のところしないという理解をしたらよろしいですか。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 繰り返しになりますが、現状では国の動向を注視して全体として考えていきたいと、インフルエンザ接種に限らず検討してまいりたいと、そういうふうに考えてございます。

〔石井議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午前10時21分）

（再開 午前10時35分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○議長（坂本康隆君） 次に、10番 大谷さつき君の一般質問を許可いたします。

10番 大谷さつき君。

まず、高齢者の生活移動手段の確保についての質問を許可いたします。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま議長の許可を得ましたので、通告順に従い、高齢者の生活移動手段の確保について、一問一答方式で一般質問を行います。

同僚議員も以前質問しましたが、今回は少し角度を変えて質問をいたします。

現在の高齢化社会を支える上で、できるだけ高齢者が自立した生活を送っていただくことが重要であります。自立した生活を送るためには、買い物、病院などに出かけるには、まず移動手段が必要になってきます。こうした中、本市も移動手段について真剣に考えるときが来たと考えます。

高齢者の孤立化や閉じこもりを防止し、介護予防や認知症に資することを目的として、本市独自のさまざまな事業に取り組み、徐々に成果を上げているところではあります。

しかしながら、自力で病院や買い物などに行くときは車で移動している高齢者も多く、買い物につきましては、以前、同僚議員が移動販売車について質問しましたが、買い物だけでなく、車がなければ生活ができないと市民の方から多くの声があります。

このような観点から、高齢者の生活移動手段の確保と免許証を返納した後の移動手段について伺います。

最近、ニュースで目にするのは、高齢者の運転する車の事故です。全国的には、自主的に高齢者の運転免許証を返納する方や推進する自治体もふえています。和歌山県では、2017年に県内で運転免許証を返納したのは3,122人、初めて3,000人を突破しました。高齢化が進む中、返納者も年々増加しています。しかし、本市の公共交通機関は、都会に比べて電車やバスの便が非常に少ないため、買い物や医療機関への通院などの移動手段として、自動車の運転は欠かせないものとなっております。

このような状況の中、運転免許を手放せない人は依然として多いのが現状です。運転免許証を返納した後、外出する機会が減ってきて行動範囲が狭くなり、生きがいがなくなり、家に閉じこもってしまったという話はよく聞かれます。高齢者が運転免許証を返納しても、社会全体で高齢者の生活を支える移動手段の確保に行政が知恵を絞る必要があると思います。本市では、高齢者の運転免許自主返納者に対し、どのような政策をお考えでしょうか、伺います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、紀の川市では、「運転免許自主返納者」に対して交通政策の観点からの支援策は実施しておりません。ただし、「一人一人の移動や地域の交通流動を改善していくために行う取り組みの観点」から、福祉部門との連携などを通じ、高齢の皆様に対し、地域公共交通の乗り方に関する情報発信などに今後工夫をしていきたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま担当部長の答弁の中で、本市では運転免許自主返納者に対し支援策は実施していないとありましたが、移動手段である地域巡回バスと紀の川コミュニティバスにはどのような配慮をされているのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 地域巡回バスは、市内を運行している鉄道路線や紀の川コミュニティバス、また他の路線バスなどと比較した場合、より地域に密着した路線であると考えております。

バス停留所の位置の変更や増設、またフリー乗降区間の設置など、地元自治会の御要望等に対し、乗車状況や運行時間、また交通安全対策における規制など諸条件に照らしながら、可能な範囲で柔軟な対応を行ってまいりましたので、今後も地域に密着した路線として、その確立に努めていきたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 地域巡回バスと紀の川コミュニティバスは、子どもから高齢者まで御利用いただきやすいように運賃を100円、150円と当初から安価に設定しているということで、本当にほかの自治体に比較してもとても安価なので、市民の方は大変喜ばれています。

では、地域巡回バスは、現在、地域に密着した路線であるのか、そういうことを考えているのでしょうか。市内には、住宅事情等で高齢者の多い地域もあります。そのようなニーズの調査はいま一度行っていただき、バス停や路線の増加など、高齢者のために必要な箇所をつなぐように考えていくべきと思いますが、市としてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 先ほどの答弁でも述べさせていただいたとおり、地域巡回バスにつきましては、紀の川市内の山間部、平たん部、地域密集地と、それぞれの実情に応じた運行を今後も検討していきたいと考えております。

そのような中で、これも済みません、先ほど述べましたが、バスの停留所や、またフリー乗降区間など、さまざまな面で地域のいろいろなお声をいただきながら、今までもそのような状況で対応を図ってまいりましたので、今後もさらに対応を進めていきたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ここで、富士吉田市のタウンスニーカーバスのことを紹介させていただきます。

このタウンスニーカーバスは、地域巡回バスのことなんですけども、自宅からおおむね400メートル以内にバス停が存在するように配置しております。可能な限り、自由乗降区間を設定しています。全3路線で、料金は100円に統一しています。持続性のある交

通手段として地域に密着しているようです。このように、バス停を増加することや車両の小型化など、地域の実情に合った対策の検討も大事だと思います。

市民の方のニーズを聞き、行政の都合が優先される路線整備にならないように配慮すべきだと思いますが、この点についてどう考えられますか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 大谷議員の御質問で紹介されました富士吉田市のタウンスニーカーバスなど、各自治体では地域の実情に合った取り組みをなされております。そのような事例の研究に努め、紀の川市の取り組みに生かせるものを見出していく必要があると考えております。

また、車両の小型化などにつきましては、地域の実情に合った対策として、現在、赤沼田地区では、既にデマンド型乗合タクシーを運行しており、今後は試行運転から本格運行に切りかえを検討しているところでございます。

なお、地域公共交通網形成計画におきましても、地域の利用実態に応じた規模の運行が必要と考えており、路線ごとに適切な車両・ダイヤ等での運行を目指し、持続可能な地域公共交通網の構築を今後も進めていきたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 本市の取り組んでいるデマンド型乗合タクシーの試行運行を山間部出なく、人口の密集地でも平等に乗車の機会をふやすために、リアルタイムで完全自動乗り合いシステムのオンデマンド交通事業を導入してはどうでしょうか。

超高齢化社会を迎えるとき、近くのバス停に行くことが困難な高齢者はますます増加傾向になると考えます。こうした歩行困難な高齢者のための移動手段として、「フルデマンド型」によるオンデマンド交通を導入してはどうかと考えますが、部長の答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 現在、紀の川市では鉄道・バス・タクシー等の公共交通機関が、ある地域を対象に一定の定められたエリア内を自由運行する「フルデマンド型」による運行を導入した場合は、既存の公共交通事業者の利益に対し影響を及ぼすことも考えられ、結果として、市や公共交通事業者、また関係機関の皆様とともに連携し、現在取り組んでおります持続可能な地域公共交通網の取り組みから、公共交通事業者が離脱し、公共交通網の構築を断念しなければならない結果も今後生じる可能性も考えられます。

予約を前提としたデマンド型乗合交通は、「時間」、「場所」と「経路」について、それぞれ「定型」か「不定型」かという形で組み合わせていくことにより、運行される交通となりますので、鉄道・バス・タクシー等の公共交通機関が全くない地域であれば、議員御質問のとおり、フルデマンド型交通の形態も有効な方法として、今後検討が可能と考えております。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 地域の公共交通を支えるバスや地方鉄道は、長ら

く利用者の減少が続き、利用者は右肩下がりと言われています。そこで、新たな交通形態の導入を取り入れてはどうでしょうか。ここで、現在、試行運転しているデマンド型乗合タクシーと新たな交通手段のオンデマンド交通事業の違いを少し説明したいと思います。

本市が試行運転しているデマンド型乗合タクシーは、赤沼田から名手駅までの路線で、赤沼田のバス停から麻生津のバス停までは自由乗降ができ、麻生津のバス停から名手駅まではノンストップで走行しています。デマンド型乗合タクシーは、決められた路線だけを走行しています。

オンデマンド交通は、「フルデマンド型運行」と呼ばれています。山間部だけでなく、人口密集地にも走行するドア・ツー・ドアサービスで、希望する時間に利用可能といったように柔軟性にすぐれた交通手段であり、特に高齢者に期待を集めています。運行エリアは決まっているものの運行ルートは定めず、需要に応じ乗降場所の指定も行わない自由経路、ドア・ツー・ドア型です。

例えば、貴志駅から中貴志地区、西貴志地区を中心として一つのエリア内とすれば、路線を定めず利用者の希望やランダムに入る予約に対して乗り合いを発生させながら、効率のよい運行経路の完全自動機能により生成します。

オンデマンド交通の導入地域は、全国で44カ所運行しています。和歌山県内ではまだ導入されていませんが、他府県の利用者の感想は、当初は自宅近くで乗れるとか、自由な時間に乗れるという評価でしたが、半年後には、外出する機会がふえたなど高齢者の活動が活性化され、医療費の削減にもなったようです。

このように、高齢者の方がお元気で移動することにより各施設、商店の利用客がふえ、そこにはコミュニケーションが形成され、地域の活性化になると思います。また、既存の公共交通の役割分担と連携しながら配慮する必要もあります。オンデマンド交通は、何よりドア・ツー・ドアサービスで、希望する時間に利用可能といったように、柔軟性にすぐれた交通手段であり、特に高齢者に期待を集めています。

このように、新たな視点から、オンデマンド交通の特性を踏まえて、うまく活用すれば利便性の高い公共交通の実現に近づくと考えます。まさに市民の求めている交通手段ではないでしょうか。本市も先駆けてはどうでしょうか。再度、お伺いします。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） デマンド型乗合交通という仕組みにつきましては、大谷議員の御説明のとおり、紀の川市では赤沼田地域のようにエリアの中を一本の線、路線という形で運行している形から、先ほど御提案がありました一つのエリアの中で、フリーの路線の中で自由に運行するというふうな形で、幅広い取り組みが全国では展開されております。

よって、先ほども言いましたように、時間、場所と経路、それぞれ定型か不定型かという形の組み合わせた乗り合い交通としてさまざまな形態がありますので、紀の川市全体を考慮したプラン、また、それぞれの地域性を考慮したプランなど、地域の特性に合ったプ

ランを検討していくことも私たちの子や孫の代まで持続可能な地域公共交通網の構築を目指すためには必要なことと考えております。

現在、高齢者の生活移動手段に対する取り組みとして、福祉部高齢介護課と連携し、高齢介護課が所管しております「フレイルサポーター連絡会」の皆様に御協力をいただき、高齢者の外出支援の一環として、紀の川コミュニティバスに実際に御乗車いただいて、バスの乗り方や活用方法を一緒に考えるなど、取り組みも進めておるところでございます。

今後も、地域の特性や実情などの把握に努めながら、地域公共交通の一つの方法として、有効なデマンド型乗合交通について、また高齢者の生活移動手段について関係部署と連携し、研究・検討を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（坂本康隆君） 項目の一つ目について、ほかに質問はありませんか。

〔大谷議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、項目第1を終わります。

次に、来庁者の窓口のワンストップ化、スピード化についての質問を許可いたします。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 来庁者の窓口のワンストップ化、スピード化について、分割質問方式で一般質問をいたします。

きょう3月1日からマイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスが開始になり、利便性が向上します。しかし、各種手続は市役所の窓口に行き、住所・氏名を何度も記入する必要があります。今回は、特に死亡手続のワンストップ化、スピード化についてお聞きします。

死亡届や葬儀の後の手続など、遺族が高齢者や障害のある方は、市役所の窓口で戸惑うこともあり、窓口で書類を書くのは大きな負担であり、時には関係する担当課に行くことも実に煩雑です。こうした手続をワンストップ化し、「おくやみコーナー」として設置してはどうかと考えます。担当部長のお考えをお伺いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） ただいまの大谷議員の御質問につきまして、御答弁申し上げます。

紀の川市は、平成17年の旧5町合併当初には分庁舎方式を採用し、各「部」が旧町の各庁舎に分散しており、各種申請業務につきましては、各分庁舎に設置された支所・出張所の窓口で、従来どおり行うことを前提とした機構を採用し業務運営してございました。

その後、平成25年1月から現在の本庁舎での業務を開始するに当たり、各分庁舎に分散していた「部」を本庁舎に機能を集結し、「本庁舎にお越しいただければ、市政全般にわたる相談や申請が完結する」という体制に移行・整備されてございます。

なお、この際、本庁舎までお越しいただけない市民の方もいらっしゃるということで、分庁舎時代の利便性を考慮し、窓口業務の機能を存続し、各種申請については、こ

れまでどおり1カ所で行うことができる支所・出張所として現在も存続してございます。

議員御質問の「死亡手続のワンストップ化、スピード化」に関しましては、現在、市民課及び各支所並びに出張所では、死亡届をされた方に対しまして、「御遺族の方へ」と表記した封筒をお渡ししてございます。

これには、農業委員会と税関係のお知らせ及び死亡届の後に必要と見込まれる各種手続に関する担当課を記載したチラシを同封してございます。

このチラシには、「手続の項目」や「手続の内容」、また「担当課及び本庁舎での窓口番号」を記載しており、故人に関係のある手続を円滑に行っていただけるようにチェックシートの形式を採用したものとなっております。

また、死亡届け出後の手続のために市民課窓口にお越しになられた御遺族には、このチラシに基づき、職員が聞き取りの上、チェックさせていただき、該当する担当課を御案内してございます。

なお、その際、お越しになられた御遺族が高齢であったり身体に障害をお持ちの場合、また体調不良が見受けられた場合には、御本人に確認の上、担当課の職員に窓口まで来てもらい対応しているという庁内連携した状況もしばしば見受けられます。

また、このような対応につきましては、死亡届け出後の手続に限らず、出生届や転入・転出届の申請のために市民課窓口にお越しになられた方にも、同様の対応を行っているところでございます。

議員御提案の「おくやみコーナーの設置」ということで、このようなコーナーを設置したという他市の状況を確認いたしましたところ、来庁時に目安となる「窓口の設置」が目的であって、設置されたものであり、行っている業務自体につきましては、紀の川市の現状と特に変わりはないという状況でございました。

また、コーナー設置により、窓口のカウンターや市民相談室など個室の用途が固定化されることにより、他の来庁者対応のためのスペースが減少することとなり、窓口での混雑など、かえって他の来庁者に御不便をおかけする事態もあり得るということでございます。

したがいまして、本市では、現時点におきましては、「おくやみコーナー」を設置するというよりは、むしろこれまでの市での経過に沿って、お客様それぞれの事案、また事情に即した臨機応変な対応を守り、引き継ぎしていくことが重要であると再認識させていただいたところでございます。

ただし、御指摘の「窓口での手続を負担とを感じる市民の方がいらっしゃる」ということにつきましては、真摯に受けとめ、よりよい窓口サービスに向けて、職員一人一人がさらなる市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま担当部長から御答弁いただきましたが、本市でも遺族の方へと各種手続のチラシを作成しており、簡単明瞭に記載されていますが、

もう少し具体化した内容にしたかどうかと考えます。

市役所で行う手続は、ほかにも数多くあります。年金、介護、高齢者、保険、税、障害、子ども、市営住宅、上下水道、浄化槽、犬、ごみなど、区分はまだたくさんあります。

また、制度の御案内や市役所以外で行う手続も数多くあります。年金や保険など個々に違う手続や名義変更などもあり、相続の関係もさまざまです。遺族が高齢者の方で来庁され、このような手続をしなくてはならないことは、私たち世代が考える以上に負担が大きいのではないのでしょうか。

市民の方にとって本庁に行くことは、本庁は敷居が高い、また緊張して持参すべき確認書類の忘れ物などで、後日改めて市役所に来庁しなければならなかったケースもありました。

本市は、「おもてなしの心」で対応されていることは十分に評価しますが、「おくやみハンドブック」のようなより具体的なハンドブックを作成したかどうか。窓口のスピードアップのためには、事前の準備・心構えによって忘れ物などで二度手間にならない体制が図られると思います。

来庁日には、「おくやみコーナー」に事前の電話予約で、どなたの死亡手続のために遺族は誰が来るのかを事前に把握すれば、手続はスムーズになります。遺族の方は、身内を亡くされ気を落とされているときに、寄り添った対応をしていただければどれだけ安心されることでしょうか。

本市も、市民サービス向上のため、「おくやみコーナー」の設置とハンドブックの作成をしたかどうか、再度、担当部長の答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいま御質問のございました、まず寄り添った対応ということにつきましては、市民課では、市民の来庁、あるいは電話にかかわらず市民生活全般についての住民相談という形で実施しております。

相談内容により、適切と思われる市の担当課や法律問題と思われる場合には、市の無料法律相談や和歌山県の無料法律相談などを御案内してございます。

御遺族の方で、不安に思われることがございましたら、事前に電話でいただいても結構ですし、市民課窓口をお尋ねいただき、お気軽に住民相談を御利用いただけたらと思います。

また、死亡後の各種手続のために小冊子を作成してはいかかという御提言でございますが、各種手続を必要とする庁内関係各課の意向を踏まえまして検討してまいりたいと考えてございますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

〔大谷議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、8番 並松八重君の一般質問を許可いたします。

8番 並松八重君。

まず、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率の向上と周知についての質問を許可いたします。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率の向上と周知について、分割質問方式で質問いたします。

国の人口動態統計によると、日本人の死因の5位は肺炎で、死亡者の約98%が65歳以上の高齢者です。がんや脳血管疾患の患者が肺炎になり、亡くなるケースも多いのです。肺炎において最も多いのが、肺炎球菌性肺炎であり、ワクチンによる予防が重要視されております。

平成26年10月より、肺炎球菌ワクチンは予防接種法に基づく定期接種となり、平成30年度までの5年間を経過措置として、対象者に接種の機会が提供されております。しかし、全国的に接種率が伸びず、平成28年度時点の接種率は約40%にとどまっていることから、厚生労働省は平成31年度から35年度まで経過措置を延長することを決めました。

本市においても、定期接種になってから対象者には個別通知を送り、公費負担があることで個人負担は3,000円で接種できることを周知されています。肺炎球菌ワクチンは、発症や重症化を防ぎ、1回の接種で少なくとも5年程度は効果が持続されると言われております。しかし、本市の接種率を見ると、平成26年度48.8%から少し下がり、40%前後に推移しております。全国平均ではありますが、対象者が高齢であること、5年間で1年間のみ対象機関となること、生涯1回のみ接種であることに関して、本市対象者に対し制度がまだまだ十分周知できていないのではないのでしょうか。今回、経過措置が延長されることになり、未接種対象者と新たな対象者への接種率向上に向け、さらなる丁寧な周知が必要だと考えます。

そこで、本市における周知方法の現状と今後の啓発への取り組みについて、担当部局のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） ただいまの並松議員の御質問に答弁申し上げます。

紀の川市の高齢者の肺炎球菌ワクチン接種につきましては、平成26年10月から開始し、対象者は65歳から100歳までの5歳刻みの約4,500人で、接種率につきましては、平均で45%でございました。

こうした接種率につきましては、議員御指摘のとおり、対象者には個別案内通知を行ってまいりましたが、5年間の中で1年間のみが対象期間になることや、年齢でなく年度での接種であること、また生涯に1回のみ接種であって、5年ごとの接種ではないことな

どについて、対象者には十分に周知できなかったことが原因ではと考えられるところでございます。しかし、炎球菌ワクチンにつきましては、全国的にもマスコミ等で取り上げられるようになっており、徐々にではございますが、浸透してきているようには思っているところでございます。

このような経緯もあって、国では、平成31年度以降もさらに5年間継続されることになり、定期接種の対象になっているところでございます。

今後は、高齢者世帯や独居の方、また60歳から65歳で日常生活がほとんど不可能な程度の障害を持っている方や生活保護の方などには、福祉部と連携に努め、丁寧な周知が図れるよう、また広報や個別通知のほかに施設等で生活されている方には、送付先変更や施設との連絡を密にするなどしてまいりたいと考えてございます。

また、郵送する際には、封筒の色を見やすくし、紛失をしないようお願いするなどの工夫も考え、接種率向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 部長より丁寧な周知を図ると御答弁いただきました。

この予防接種は、多くの市民が接種することで市民の健康増進だけでなく、市の医療費抑制につながります。個別通知をされることももちろんですが、年度末において1年間の間で接種しなければならないという、こういう特異的な制約がございますので、個別通知はもちろんですけれど、年度末において、この年度において忘れていたとか、そういう方にとっては個別にまた3月、年度末ではがきなどの個別勧奨をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの御質問でございますが、今年度対象の方に漏れのあった方ということで、その方につきましては次の年度というのは難しいと思いました。今年度中ということで、今回も広報紀の川の3月号にお知らせをして、年度末までに受けてくださいと、そういうようなことを広報してございます。できるだけ、今、議員がおっしゃるように、年度内に、それまでに御通知ができるようにということで、担当課のほうでまた改めて検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 今、部長に答弁いただきました。3月の広報誌に掲載されるということですが、高齢者にとって広報誌を細かく見ている、読んでいる、私がおのれ対象者であるということがなかなか理解しがたいと思います。忘れていた方にとっては、あつという間の1カ月、3月31日までの期間だと思いますので、ぜひとも個別通知のはがきを再勧奨として送っていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの再質問でございますが、改めて課と検討の上で前向きに考えてまいりたいと存じます。

ただし、接種をしたという報告、まだしていないというチェックというのは何カ月後ということによって、医院によってもまちまちの場合がございます。そうしたこともございますので、医師会とも相談の上で、密に通知していく方法ということにつきましては、今後5年間ということもございますので、今度の5年間の中でさらに漏れあった方につきましても、次の5年後ということで対象になってまいりますので、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 以上で、項目第1を終わります。

次に、子育て支援につながる乳幼児の予防接種事業におけるロタウイルスワクチンの公費助成についての質問を許可いたします。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 続きまして、子育て支援につながる乳幼児の予防接種事業におけるロタウイルスワクチンの公費助成について、一問一答方式で質問させていただきます。

皆さん、ロタウイルスを御存じでしょうか。ノロウイルスとよく似ているところがありますので、少し説明させていただきたいと思います。

ノロウイルスは、全ての年齢層で感染します。ロタウイルスは、生後半年から2歳を中心に乳幼児に感染します。ノロウイルス感染症は、嘔吐・下痢があり、発熱は余りしません。しかし、ロタウイルス感染症は、嘔吐・下痢を4～5日繰り返し、38度以上の発熱があり重症化しやすいと言われております。ノロウイルスにはワクチンがなく、ロタウイルスにはワクチンがあるということが大きな違いです。

ロタウイルス感染症は、世界中で乳幼児の急性重症胃腸炎の主な原因になっており、日本では5歳までにほぼ全ての乳幼児が感染すると言われる疾患です。大人はロタウイルスの感染を何度も経験しているため、ほとんどの場合、症状が出ません。しかし、乳幼児は激しい症状が出ることが多く、特に初めて感染したときに重症化しやすく、入院治療が必要となり、まれに死亡例や神経系の後遺症が残ることがあります。

この胃腸炎は、特異的な治療法がないため、予防効果の高いワクチン接種が有効な手段となっています。そのため、WHO（世界保健機構）では、ロタウイルスワクチンを子どもの最重要ワクチンの一つに指定し、定期接種化を推奨しておりますが、日本ではいまだ定期接種になっていません。ロタウイルス胃腸炎は、ワクチン接種により罹患を79%、重症化を92%防ぐことができるとされており、ワクチン接種の効果は大いに期待される場所です。

しかし、接種費用は約3万円と非常に高く、子育て世帯には大きな負担となっております。本来であれば、国において定期接種化すべきと考えますが、現在は残念ながら任意接種です。そこで、疾病の重症化予防、医療費の軽減だけでなく、安心して子育てができる環境づくり、子育て支援のために市独自でロタウイルスワクチン接種費用の助成を実施すべきと考え、質問いたします。

まず、本市のロタウイルスワクチン接種状況をお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） ただいまの並松議員からの本市でのロタウイルスワクチンの接種状況はということで御答弁申し上げます。

現在、経口によるロタウイルスワクチン接種につきましては、予防接種法に基づかない「任意接種」であり、接種状況の把握は実施してございませんが、市内の小児科医の調べによりますと、紀の川市内の乳児の6割程度が接種しているとの報告を受けてございます。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） このワクチンは、平成23年11月22日から日本では承認・発売が始まりました。任意接種なので、1人当たり約3万円の接種費用は自己負担になります。本市では、今、答弁いただいたように、6割の乳児がワクチン接種をしているということは、小児科医師のアドバイスによるところが大きいと思われます。

ワクチンは2種類ありますが、本市の小児科医にお聞きしたところ、2回接種の「ロタリックス」というワクチンを接種しているとのこと。ワクチンは、生後6週から24週未満という接種期間がございます。なぜなら、生後6カ月を過ぎると副反応が起こりやすくなると言われているからです。主に、腸重積症という副反応です。主に、男子が女子に比べ倍の発症率となっております。

定期接種にならない理由も、おおむねそこにあると思います。行政が危惧されている接種後の副反応として、本市の医療機関からの報告はあるのか、お聞かせください。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 副反応という御質問でございますが、公立那賀病院を初め、市内の小児科医の先生方からの報告では、御指摘の腸重積や発熱、血便等の副反応につきましては、出ていないと聞いているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 今、部長から副反応の報告は出ていないという御答弁をいただきました。

そこで、本市の出生数の今は6割が接種しているということなのですが、接種率を向上させることでロタウイルス胃腸炎の感染はほとんど防ぐことができると思います。そのため、保護者にロタウイルスワクチンのリスクを含め理解をしていただく、保健師が赤ちゃん訪問した際に、初めて出産された方への周知・説明は特に重要だと考えます。

母子健康手帳を見た保健師から、「ロタウイルス接種はしていないの」と聞かれ、お母さんが慌てて小児科を訪ねたというお話も聞いております。母子健康手帳には、定期接種はもちろん、任意接種ではあるけれど、受けたほうがよいとされるおたふく風邪、ロタウイルスワクチン、インフルエンザが記載されています。特に、これらの任意接種に関してどのように保健師は説明されているのか、お聞かせください。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 福祉部から、乳幼児接種事業についてお答えします。

母子健康手帳には、定期接種、任意接種の記録欄がございます。こども課では、赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査時に担当保健師が母子健康手帳を確認し、定期接種の未接種がある場合は、医師に相談の上、接種を行うように周知を図っております。

また、ロタウイルスワクチンなどの任意接種についても医師に相談するように説明をしております。

こども課では、平成30年7月より、妊娠中から産後の子育てのことが気軽に相談できる「子育て世代包括支援センター」を開設しております。予防接種を含め、さまざまな相談を受け、安心して子育てができるよう支援してまいります。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 福祉部長から御答弁いただきました。安心して子育てできるようにという答弁でございました。

例年3月から5月にかけて、乳幼児を中心に胃腸炎の流行が起こります。この中には、ロタウイルスによる胃腸炎が多く含まれているということです。2017年に、ロタウイルスの集団感染が県内の保育園2園で発生しております。ゼロ歳児からの保育希望者が本市でもふえていることから、保育園などで園児が発症した場合、感染拡大を予防するための対策・対応はできているのか、また保健所との連携はとれているのか、お聞かせください。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 保育園の対応ということですが、それでも、「保育所における感染症対策ガイドライン」は、乳幼児期の特性を踏まえた保育所における感染症対策の基本を示すものでございます。2009年、平成21年8月に「厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知」により発出されております。その後、2018年、平成30年4月に改定され、各保育所において活用いただいております。

保育所での感染症の予防・衛生管理、感染症の疑い時・発生時の対応、医療機関との連携等がマニュアル化されており、衛生管理等に必要なエプロン・マスク・手袋・消毒薬等は既に完備しております。

保育士には、当ガイドラインに沿った対応を周知・指導を各所長が行っております。このことについては、私立も同対応となっております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 今、御答弁いただきましたが、保健所との連携ということで、保健所からの指導というのはどのようなものになるのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 先ほど説明させていただいた内容の中で、医療機関との連携等マニュアル化されておるといふところですけども、その中にも保健所が含まれております。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） そしたら、保育所内で子どもが発症した場合、その折の保育所が休園するなどの措置はとられる場合がありますか。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 保育所は、基本的に災害、また感染症が出た場合でも、開所するというのが基本となっております。ただし、このウイルス等が大規模に出たというようなことがあれば、そのときそのときに応じた保健所等に御指導を仰ぎながら、そのとき閉園するということもあり得るといふふうになります。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） そういう大規模に流行した場合、休園する場合もあり得るといふ御答弁をお聞きして、ロタウイルス胃腸炎が乳幼児が罹患することで、その折、ほかの通所している園児も休まざるを得なくなります。その折には、就労されている保護者もその子どものために就労、休まなければならないという、そういう労働損失が発生します。

国は、医療費以外の支出、労働損失額を含めたロタウイルス感染による1件当たりの経済的負担を入院の場合、通院の場合で推定しております。乳幼児が罹患する入院・通院には、必ず保護者の付き添いが不可欠です。本市の医療費以外の経済的負担は、どのくらいと推定されますか。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの御質問でございますが、公益社団法人日本小児科学会の調べによりますと、ロタウイルス感染症による1件当たりの経済的負担は、入院治療では17万6,000円程度、通院治療では5万円程度と試算されてございます。

この試算には、医療費以外の支出や御指摘の労働損失も含まれておりますので、紀の川市の場合では、子ども医療費の無料化により医療費の負担は既に軽減できておりますので、そのため小児科学会が試算した金額よりは少なくなるものと考えております。

また、那賀医師会圏域である紀の川市・岩出市、両市内の医療機関の調べでは、平成24年ごろは、ロタウイルス胃腸炎の患者数は200件を数えていたとのことですが、ワクチン接種が6割になると、平成30年には23件になっていることが判明してございます。このことは、個人による発症予防のためのワクチン接種が、接種率が6割に達すると感染

制御にも効果があったことを示唆している状況であると考えられます。

こうした状況を踏まえ、紀の川市においても、今後、県、また近畿市長会を通じて、定期接種化ということで要望してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま部長の答弁の中に、ワクチン接種が6割になって感染予防に効果があったと認識されているということであったと思います。定期接種化を要望することはもちろん大事ですが、私もそれは願っておりますが、早期に公費助成されて、接種率を上げるべきだと考えます。先ほどの経済的負担もずっと軽減できます。

国は、自治体の子ども医療費の独自助成に対し、市区町村が運営する国民健康保険の国庫負担を減額調整する措置を行っていました。本市でも、中学生までの子ども医療費助成に対し、平成29年度、30年度も約2,800万円減額されています。しかし、本年度から未就学時までを対象とする助成に対し減額調整措置の廃止が決まり、その財源を少子化対策に活用できることから、ロタウイルス接種の公費助成は可能となります。

平成30年度は、減額調整措置の廃止により約320万円の財源が確保されると思っております。本市の出生数を希望的推定で約400人として、接種率80%で320人、接種費用3万円に対し、30%助成で280万円必要となります。十分、この320万円の財源で賄えると考えます。どうでしょうか。部長、お答えください。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 公費助成ということで、それに国保の調整措置の廃止額を利用してはという御指摘でございますが、ロタウイルスワクチンは医学的にも公衆衛生的にも有用であります。安全面ではワクチン初回接種後1週間以内の腸重積症の発症リスクが増加することが最近の国内外の調査でわかってきており、国においても、さらに疫学調査や臨床試験を進めているところと聞いてございます。

市におきましては、「任意接種」の段階にあって、経済的負担軽減のみを優先した助成というよりは、国の責任で安全なワクチンの供給と接種体制のためのさらなる疫学調査を進めていただき、予防接種法に基づく定期予防接種となるよう強く要望してまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 国は減額調整措置廃止による財源は、少子化対策にと示しております。経済的負担軽減のみを優先した助成よりもとお答えいただきましたが、私は経済的負担軽減を図るために助成を提案しているのではありません。少子化対策として、また大切な子どもの命を守るため、公費助成を優先すべきだと考えます。

公費助成に活用できないのであれば、本市では具体的にこの財源をどう活用されるのか、お伺いします。

また、安全面についても、腸重積症の発症リスクを言われておりましたが、全国287の自治体において、ロタウイルスのワクチン接種費用の助成が実施されております。

平成27年度から半額助成をされている自治体にお話をお聞きしました。出生数は本市の2倍ですが、安全面において副反応の報告はほとんどないと言われておりました。予防接種は定期接種同様に、任意接種についても医療機関において副反応などについて説明を受け、保護者の方が理解をされた上で同意書を提出の上、実施されていると認識しております。

医療機関で、医師による判断で、子どもの体調によりワクチン接種不適当となる場合があります。また、任意接種の予防接種で万が一事故があった場合、国の救済措置は適用されませんが、全国市町村損害保険制度の予防接種事故賠償補償保険が適用されると聞いております。本市では、その補償の適用はできないのでしょうか、受けられないのでしょうか、お聞きします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの御質問ですが、万が一、事故があった場合の補償ということでございますが、今現在、先ほども申しましたが、軽減というよりは国の責任でということで、市としてはお願いをしてみたいと考えてございますので、現在、そうした制度の部分につきましては考えていないというのが現状でございます。

済みません。万が一、その任意で6割で打っていらっしゃる方につきまして、そうした事故があるという場合につきましては、市としてそうした補償制度に対するお手伝いはできるかというように思っております。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） これから生まれてくる子どもたちのために、私は質問しております。

最後に、市長にお伺いします。

種々担当部長から答弁いただきましたが、何よりロタウイルス胃腸炎で苦しむ子どもの親を助けたいということがわかっていただけたでしょうか。

国の減額措置廃止により、現在、ロタウイルスワクチン接種費用の独自助成している自治体は助かると思います。また、公費助成に踏み切る自治体がふえることを期待するところです。

予防接種については、いかに安全に接種を得ることができるかということが最も重要で、適切な医師の管理のもと接種すれば問題は起こらないと考えます。ロタウイルス感染症を制御をしていくためには、公費助成が不可欠です。助成金額がわずかでも、自治体に加わることで、保護者に広く周知することが可能となります。ぜひとも、子育て支援につながる、いたいけな乳児を苦しめるロタウイルス撲滅のため、接種率6割からの向上に向け、定期接種化を待たなくても、国に頼らなくても、早期に公費助成を実施できる条件はそろっているのではないのでしょうか。条件・環境は整っております。

紀の川市の宝である子どもを守るため、市長の公費助成への決断とお考えをお聞きかせください。

○議長（坂本康隆君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 並松議員の御質問にお答えをしたいと思います。

「ロタウイルス」初め、「おたふく風邪」や「乳幼児のインフルエンザ」等々の予防接種、大変重要であるということは認識をしておるところであります。

今、御質問のロタウイルスについての任意接種で、6割の皆さん方が受けられておることの中で、全国でも自治体において、このロタウイルスに対する補助等々をされていることを聞いて、紀の川市もやりたいという気持ちは持っておりますけれども、やはり事故がないということが一番大事であります。

国にも十分、いろいろと要望していくとともに、地域の、例えば、那賀病院とか小児科医等々にも十分相談をさせていただいて、そして前向き検討し、実施に向けて勉強していきたいと、そう思っております。

○議長（坂本康隆君） ほかに質問はありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問は全て終了いたしました。

日程第2 議案第29号 紀の川市立保育所条例の一部改正について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、議案第29号 紀の川市立保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案につきましては、過日、既に当局の提案説明が終了しております。

また、提案説明のありました2月26日に議会運営委員会を開催していただき、取り扱いについて御協議いただいております。

それでは、これより議案第29号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（自席） それでは、議案第29号 紀の川市立保育所条例の一部改正について、御質疑を行います。

今回、粉河地区の4保育所を廃止する保育所条例の一部改正で、平成22年8月に策定した第1次保育所再編計画がほぼ完了することになります。名手保育所や安楽川保育所が廃止されるときにも指摘したことですが、今回の条例改正によって、旧那賀町、桃山町と同様に、この粉河地域でも一つは大規模か、二つは地域に1カ所、そこしかないという問題、三つは地元の公立保育所がなくなるという問題をつくることになります。

そこで、3点お聞きをしたいんですけれども、まずお聞きしたいのが、粉河地区の保育に対する公的責任の放棄ではないかという点です。

保育所再編計画、振り返ってみますと、書いてあるんですけれども、公立保育所の機能として三つ上げています。一つが、行政期間としての機能、二つが、障害児保育の充実、三つが、地域における子育て支援としての機能です。

粉河地区での公立保育所をなくすということは、再編計画で公立保育所の機能として上げているこの機能を粉河地区からなくすということになるのではないのでしょうか。つまり、粉河地域での保育に対する公的責任の放棄ではないかと考えますが、どうかということです。

二つ目が、公立保育所の廃止で、支援の必要な子どもの通う保育所をなくすということにならないかということも聞きたいと思います。

平成29年の9月議会の厚生常任委員会での概要調査の中で、市内の各保育所、公立と私立を含めて保育士の加配状況の説明がされています。そこでは、加配を必要とする障害者手帳、療育手帳を持っている園児数が全体で22名、そのための加配保育士が18名と説明されて、そのうちの公立保育所に通う園児数が19名、加配保育士が15名と説明がありました。支援の必要なお子さんの入所先が、圧倒的に公立保育所であるという状況が今あります。じゃ、今回の条例改正によって、地元の保育所への入所ではなくて遠い町外の保育所へ行かないといけなと、そんなふうにならないかということです。

二つ目です。最後に、廃止される保育所で、今、働いている職員の4月以降の処遇についてお聞きします。

正職員の方はどうなるのか。臨時職員はどうなるのか。特に、臨時保育士の雇用や待遇が今後どうなるのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 福祉部から、石井議員の質問についてお答えします。

まず、1点目、粉河地域の保育を担うべき公立保育所の廃止は、保育に対する公的責任の放棄ではないのかということですけれども、本市の公立保育所は、私立保育園とともに保育に関して公私の区別はございません。一定の水準が確保されております。保育ニーズに対し、柔軟に取り組んで各種保育事業を実施しているところでございます。私立保育園では、乳幼児保育をほぼ全園で実施しており、結果、定員充足率は公立保育所を大きく上回っているのが現状でございます。

今後、公立保育所としての機能を認識し、市内全域における育児不安や虐待予防等の家庭支援、他の児童福祉施設との連携強化・充実など行政担当部課、関係機関が連携し、子育て支援対策の積極的な展開が必要だと考えます。

また、次期保育所再編計画策定時には一定規模の公立保育所を存続し、年々増加傾向にある低年齢児保育、障害児保育、専門的な支援を求められる分野など、民間保育園で保育が困難な子どもたちについても、受け入れを進めてまいりたいと考えています。

続きまして、2点目の公立保育所の廃止により支援の必要な子どもの入所先を奪うこと

にはならないのかということですが、今回の粉河保育園、統合先の粉河保育園では、公立3保育所の全員を受け入れできる施設を整備し、受け入れ定員も余裕を持って設定していただいております。現、公立保育所で実施できなかったゼロ歳児の乳児保育の受け入れ拡充も実施していただきます。

障害児保育や支援を必要とする子どもに対しても、加配保育士の配置に係る補助金の交付を行うなど、市としても一層の支援をしてまいりますとともに、保護者、子どもが安心して保育園に通園できるように支援してまいります。

3点目、正職、それから臨時職員が、粉河保育園の統合により職員配置はどのようなかということですが、まず正職員の配置については、他の公立保育所への配置がえとなります。次に、臨時職員については、粉河地区の公立保育所で勤務されている職員を含め、市全体の臨時職員の配置を見直し、行います。全臨時職員に対して、次年度の雇用希望を募っております。次年度の勤務条件に合う臨時職員は、継続雇用の方向で配置を考えております。さらに、粉河保育園から職員の新規採用の募集がありました。臨時職員のうち、7名の職員が粉河保育園への職員として採用されることが決定しております。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 再質疑はありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（自席） 公的責任については、公私の違いなく公立も民間も一定の水準で今、進めているという話と、特に加配保育士を補助金の交付をするのも一層支援していくというふうに述べられましたので、それをきちんとしていただきたいというふうには思います。

市長にお尋ねをします。ただ、ただですけれども、大規模化を進めるということと、公立の保育所を、旧町で言えば、旧町単位であったり、中学校単位であったりで、一切なくすという公立保育所の空白地域をつくるということが、本当にそれでいいのかというふうに僕思うんですけれども、先ほど福祉部長は、市内全域でというふうな視点も持たれて説明をされましたけれども、やっぱり遠くのところに行かざるを得ないお子さんが出てくるんじゃないかというふうに思うんです。

先ほど、公立が障害手帳、療育手帳お持ちのお子さんの圧倒的な受け入れ先になっているということを言いましたけれども、じゃ、公立がなくなる粉河もですし、那賀もですし、桃山も、そこで育つ支援の必要なお子さんの行き先というのはどのようなかということですね。今のままで、こんなふうに空白地域つくっていいというふうにお考えなのかどうか、お聞かせください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 保育所の統合につきましては、旧那賀町、また桃山町の保育所が統合されて、それで民間で運営をしていただくことで進めてまいりました。最終

的、1次のこの再編であります粉河地区が4月から統合されるということでもあります。

石井議員、御質問の空白地域ができるのではないかと、それはいい面、悪い面、いろいろあるかと思いますが。子どもが非常に少子化、少なくなつて、規模のもうちょっと充実した保育所で集団生活やっていくことのほうがいいのではないかと、そういう保育所の再編、委員会でいろいろ御検討をいただいて、粉河町も一つにしたらということでもあります。

ただ、粉河でも、一番大きかった粉河の保育所は民間でありまして、あと長田・川原・竜門地区については公立であったということでありまして、民間も公立もそう差とかいろいろな問題はなく、粉河一つになつても多少は遠くなる皆さん方もあるかも知れませんが、私はそれで御理解をいただけるものと、そう思っております。

合併したことによって、先ほど石井議員も心配されておりました保育士の再雇用等々の問題、また子どもで保育に虐待や予防等の児童保育・子育て支援の対策も積極的な展開が必要だと考えておりますので、統合したからといって保育に欠けることのないように、今後とも進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（坂本康隆君） 再々質疑、ありませんか。

〔石井議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、石井 仁君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

それでは、次に、議案第29号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔中村議員「討論あります」という〕

○議長（坂本康隆君） まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（登壇） 議案第29号 紀の川市保育所条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の改正は、粉河地域の四つの公立保育所を廃止する内容となっております。今まで公立保育所として市が保育の内容に責任を持って子どもたちを見てきた環境がなくなってしまうということになります。本来であれば、以前とは異なる子育てをする保護者の多様化したニーズに対応していくことが市としての責任であるのに、それに応えることなく、私立保育園に頼ってきた結果が、公立保育所において子どもたちが減った原因の一つでもあ

ります。ニーズに合わないために、ほかの地域に通園する子どもがいるという現状があります。それらを改善するなどの努力をせず、粉河地区の公立保育所を全て廃止することには賛成できません。

また、最近では、支援を必要とする子どもがふえている中で、これまでも公立保育所がその子どもたちを多く受け入れてきている実績があります。これまで、支援を必要とする子どもを多く受け入れることができてきたのは、さまざまな課題から見ても公立保育所だからこそです。その役割を担ってきた公立保育所を粉河地区からなくすということは、この子どもたちに対する公的責任を放棄するということです。このような点から、今回の議案に賛成することはできません。

○議長（坂本康隆君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

12番 榎本喜之君。

○12番（榎本喜之君）（登壇） 私は、議案第29号 紀の川市立保育所条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

まず、平成22年8月に制定した第1次の紀の川市公立保育所再編計画により、既に那賀地区、桃山地区において保育所の統合・民間移管がされていますが、保護者からも大変好評だと聞いておりますので、統合・民間移管したからといって、公立に比べ「保育の質」などが損なわれる心配はないと考えます。

少子化が進む中、子どもの最善の利益に向けた豊かで質の高い保育行政を行うためには、適切な規模の子ども集団を保ち、子どもの育ち・人間形成の場を確保することが必要であり、また保育者の人材確保、質的向上、民営化・既存施設の活用を検討した効率的な保育サービスの実施は、今後の健全な行政運営につながることを考えます。

また、職員配置についても、臨時職員に頼ってきた現状を改善し、一定の正職員の比率を確保することで、公共性、専門性、質の高い保育を今後も維持できるものと思います。

以上、保育所の統合及び廃止は、やむを得ないものであると考え、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、討論を終結いたします。

それでは、これより採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第29号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定について
から

議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について ま
で

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、議案第18号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定についてから、議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの45議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました45議案につきましては、過日に既に当局の提案説明を終了しております。

本日は、総括質疑を行います。

ただいま議題となっております45議案につきましては、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第18号から議案第63号までの45議案につきましては、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次会は、3月26日火曜日、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 0時04分）